

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 41 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 38 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月の国民年金保険料については、免除されるものであったと認められること、また、昭和 56 年 11 月、57 年 1 月、59 年 9 月、60 年 1 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間、61 年 1 月、平成 4 年 3 月及び 5 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から 52 年 6 月まで
② 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 56 年 11 月
④ 昭和 57 年 1 月
⑤ 昭和 58 年 7 月
⑥ 昭和 59 年 8 月
⑦ 昭和 59 年 9 月
⑧ 昭和 60 年 1 月
⑨ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
⑩ 昭和 60 年 10 月から同年 11 月まで
⑪ 昭和 61 年 1 月
⑫ 平成 3 年 10 月から同年 11 月まで
⑬ 平成 4 年 3 月
⑭ 平成 5 年 12 月
⑮ 平成 6 年 4 月
⑯ 平成 6 年 6 月
⑰ 平成 7 年 3 月
⑱ 平成 10 年 4 月から 13 年 3 月まで

昭和 45 年 9 月に退職した後、A 区役所 B 出張所へ出向き、顔見知りの所長に国民年金の加入手続をしてもらい国民年金手帳を受け取った。

保険料は、まとめて払った方が安くなると聞き、毎月ではなく、まとめて払った記憶もある。

昭和 53 年 9 月の離婚とほぼ同時に地元の C 市へ戻り、同市でも保険料を支払った記憶がある。

国民年金の記録をみると、昭和 52 年 7 月 1 日の資格取得となっており、私が地元に戻ってきた時期と異なっており合理性が全く無いと思う。

昭和 53 年 4 月以降も保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間③、④、⑦、⑧、⑩及び⑪については、社会保険庁のオンライン記録によれば、免除期間であるが追納の申込みを受け納付書が発行されていることが確認でき、各申立期間の前後又は直後の免除期間については追納されていることから、当該期間の保険料が追納されていたものとみても不自然ではない。

申立期間⑨については、C 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、当該期間について 2 年以内に納付するよう指導したとの記載があり、当時申立人は勤めていた時期であり経済的にも保険料を納付できない状況ではなかったものと推察できること、申立期間⑬については、その当時、免除期間の追納をしていること、申立期間⑭については、前後の期間が納付されていることから、当該申立期間の保険料がそれぞれ納付されていたものとみても不自然ではない。

申立期間⑥については、強制加入期間であり、当時の住所地である D 市において法定免除の要件を満たしていたことが確認でき、その後転居した C 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）でも昭和 59 年 8 月 1 日に被保険者の資格を取得し、同年 8 月は法定免除とされた記載があることから、法定免除期間として取り扱うべきであると考えられる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月 2 日に当時の妻と連番で払い出され、資格取得日が 52 年 7 月 1 日となっていることから、国民年金に未加入の期間として取り扱われており、納付書は発行されることはないため保険料を納付することはできなかったと考えられる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、当時の妻も免除期間となっていたことから申立人についても免除期間となっていることに不自然さはみられない。

申立期間⑤については、社会保険庁のオンライン記録によれば、既に時効となった期間についての納付のため還付されていることが確認できる。

申立期間⑮、⑯及び⑰については、平成 14 年度から国民年金保険料の収納が国に一元化され、同年度以降、収納事務の電子化が一層進み、記録管理が従来より強化されていることから、申立人の納付記録においても、行政側に記録漏れや記録誤りがあったとは考え難い。

また、申立人が、申立期間①、②、⑤、⑫、⑮、⑯、⑰及び⑱の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月の国民年金保険料については、免除されるものであったと認められること、また、昭和 56 年 11 月、57 年 1 月、59 年 9 月、60 年 1 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間、61 年 1 月、平成 4 年 3 月及び 5 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年9月まで

国民年金保険料は、私がいつも夫婦の分を一緒に納付していた。

私が厚生年金保険に加入した後も、妻の国民年金保険料を納付していたのは私であり、申立期間について妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて保険料を納付している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の手帳記号番号は、昭和43年11月12日に夫婦連番で払い出されている上、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間を除き夫婦共に国民年金に加入している期間の国民年金保険料は、同一日に納付されていることから、夫婦の保険料を一緒に納付していたことがうかがえるところ、妻の申立期間の保険料は50年12月25日に特例納付されているのに、申立人の保険料が納付されていないのは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の妻の国民年金保険料は、申立人が厚生年金保険に加入した後も、未納は無く納付されていることから、妻の保険料を納付していたという申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年4月まで

申立期間の国民年金保険料は、銀行から引き出してA町役場で納付したと夫から聞いている。未納となっていることは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、13か月と比較的短期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和49年10月以降は付加保険料も納付していること、及び申立人の父親は43年に国民年金保険料も集金する納税貯蓄組合を設立しており、申立人も56年1月1日から平成20年11月14日までの期間に納税貯蓄組合長を務めていたことを踏まえると、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A町が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和38年度は厚生年金保険の加入期間ではないにもかかわらず、同年度から40年度の欄に「社保加入」と記載されているが、申立期間は本来国民年金の強制加入期間であることから、昭和38年4月1日に資格を喪失し、未加入の期間となっていることは不自然であり、名簿の管理が十分に行われていなかった可能性もある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、19万5,000円、25万円、24万円及び26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、19万5,000円、25万円、24万円及び26万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17万円、22万円、21万5,000円及び21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、17万円、22万円、21万5,000円及び21万5,000円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17 万 5,000 円、22 万円、22 万円及び 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 27 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 17 年及び 18 年分の賃金台帳により、申立人は、17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、17 万 5,000 円、22 万円、22 万円及び 22 万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17万5,000円、23万円、22万円及び22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、17万5,000円、23万円、22万円及び22万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、19万円、24万円、23万5,000円及び24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、19万円、24万円、23万5,000円及び24万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17万円、22万円、21万5,000円及び22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、17万円、22万円、21万5,000円及び22万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15 万 5,000 円、20 万円、20 万 5,000 円及び 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 27 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 17 年及び 18 年分の賃金台帳により、申立人は、17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、15 万 5,000 円、20 万円、20 万 5,000 円及び 21 万円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17万円、22万円、22万円及び22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、17万円、22万円、22万円及び22万5,000円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15万5,000円、21万円、20万5,000円及び21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、15万5,000円、21万円、20万5,000円及び21万円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15万円、20万円、20万5,000円及び21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、15万円、20万円、20万5,000円及び21万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、16万5,000円、21万円、20万円及び21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、16万5,000円、21万円、20万円及び21万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17 万 5,000 円、23 万円、22 万 5,000 円及び 21 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 27 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 17 年及び 18 年分の賃金台帳により、申立人は、17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、17 万 5,000 円、23 万円、22 万 5,000 円及び 21 万

5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、16 万円、21 万円、20 万 5,000 円及び 21 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 27 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 17 年及び 18 年分の賃金台帳により、申立人は、17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、16 万円、21 万円、20 万 5,000 円及び 21 万 5,000 円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17万円、22万円、21万5,000円及び22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、17万円、22万円、21万5,000円及び22万5,000円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15万円、21万円、20万5,000円及び21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、15万円、21万円、20万5,000円及び21万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、14万5,000円、19万円、18万5,000円及び19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、14万5,000円、19万円、18万5,000円及び19万円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日及び18年7月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、12万5,000円、17万円及び16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日及び18年7月27日において、12万5,000円、17万円及び16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15万円、20万円、20万5,000円及び20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、15万円、20万円、20万5,000円及び20万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、14万円、19万円、19万円及び21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、14万円、19万円、19万円及び21万5,000円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、16万5,000円、21万円、21万円及び21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、16万5,000円、21万円、21万円及び21万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、13 万円、20 万円、18 万 5,000 円及び 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 27 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 17 年及び 18 年分の賃金台帳により、申立人は、17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、13 万円、20 万円、18 万 5,000 円及び 19 万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、13万5,000円、20万円、20万円及び19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、13万5,000円、20万円、20万円及び19万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、13万円、17万円、16万5,000円及び17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、13万円、17万円、16万5,000円及び17万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、13万円、17万円、16万5,000円及び18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、13万円、17万円、16万5,000円及び18万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、12万5,000円、17万円、16万5,000円及び17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、12万5,000円、17万円、16万5,000円及び17万円の

標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日及び18年7月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、12万5,000円、17万円及び15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日及び18年7月27日において、12万5,000円、17万円及び15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、18万円、23万円、23万円及び23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、18万円、23万円、23万円及び23万円の標準賞与額に

基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15 万円、20 万円、20 万円及び 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 12 月 27 日
③ 平成 18 年 7 月 27 日
④ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 17 年及び 18 年分の賃金台帳により、申立人は、17 年 7 月 27 日、同年 12 月 27 日、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、15 万円、20 万円、20 万円及び 21 万円の標準賞与額に

基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、17万円、23万円、22万5,000円及び24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、17万円、23万円、22万5,000円及び24万円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、11万5,000円、15万円、16万5,000円及び17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月27日
② 平成17年12月27日
③ 平成18年7月27日
④ 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成17年及び18年分の賃金台帳により、申立人は、17年7月27日、同年12月27日、18年7月27日及び同年12月27日において、11万5,000円、15万円、16万5,000円及び17万

5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、3万円及び5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、18年7月27日及び同年12月27日において、3万円及び5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、15 万円及び 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 27 日
② 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成 18 年分の賃金台帳により、申立人は、18 年 7 月 27 日及び同年 12 月 27 日において、15 万円及び 18 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の A 社における平成 18 年 12 月 27 日の標準賞与額に係る記録を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間に A 社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A 社が保管する平成 18 年分の賃金台帳により、申立人は、18 年 12 月 27 日において、3 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年1月16日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、10万円及び10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月16日
② 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、18年1月16日及び同年12月27日において、10万円及び10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成18年7月27日及び同年12月27日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ、3万円及び7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月27日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する平成18年分の賃金台帳により、申立人は、18年7月27日及び同年12月27日において、3万円及び7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後（平成 21 年 7 月 8 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月から32年4月まで
② 昭和37年2月21日から38年1月30日まで

申立期間①のB社では、入社して2、3年で150名から200名の労務者の管理責任者となり、無事故無災害で感謝状をもらった。妻と子供もおり健康保険に加入していたし、自分も病院にかかったこともある。

申立期間②のA社では、C営業所長として勤務し、営業が主であったが、製品の改良や改造、新製品の開発なども行った。同営業所には10名ほどの社員がおり家族で健康保険を利用した。

いずれの申立期間についても、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社における申立人に係る資格喪失日については、複数の元同僚が、申立期間②において、申立人は同社C営業所に勤務していたと証言していることから、昭和38年1月30日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社におけ

る社会保険事務所の昭和 37 年 1 月の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の事業主による保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が昭和 37 年 2 月 21 日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、元同僚の証言及びA社が保管する申立人の履歴書からB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間①を、E機関を退職した昭和 28 年 8 月から 32 年 4 月までとしているところ、F省の在職記録ではE機関の退職は 29 年 7 月 17 日となっていることに加え、A社が保管する申立人の履歴書には、申立人のB社への入社は同年 8 月、退社は 30 年 12 月で、31 年 1 月からはG社に勤務したことが記載されている。

また、E機関の退職後について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）を確認したが、申立人の氏名は見当たらず健康保険の番号に欠番は無い。

さらに、B社に勤務していた元同僚は、入社後 1 年以上の厚生年金保険の未加入期間があったとしていることから、当該事業所においては、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①のうち、昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 15 日まで、申立人はH社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、B社は昭和 48 年 5 月 31 日に解散しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から27年4月10日まで
② 昭和34年4月20日から35年11月1日まで

私は、昭和35年10月末日に、出産のためA事業所のB工場（C町所在）を退職した。社会保険庁の記録によると、D事業所及びA事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間が19か月であって、そのみでは脱退手当金の支給要件を満たさないとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている脱退手当金の支給要件を満たす女性11名のうち、脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含む9名であるが、申立人を除くと支給記録のある者はいずれも、同事業所のみで支給要件を満たしている。また、これらの脱退手当金の支給記録のある者から、脱退手当金の書類は自分で記載して、会社に提出したという証言も得ているが、同人が勤務していたのはE市の事務所であり、申立人が勤務していたC町の工場とは異なっているほか、同工場で、最終事業所の被保険者であったのは申立人しかいなかったという状況も踏まえると、事業主が、当該事業所で支給要件を満たさない申立人を含めて代理請求をしたとは考えにくい。

また、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番

号払出票における申立人の氏名については、脱退手当金の支給決定に伴う変更処理はなされておらず旧姓のままとなっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものとも考えられるが、申立人は昭和 34 年 10 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金が支給されていた場合の事務処理としては不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 6 月 2 日から同年 8 月 14 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 21 日から 38 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 1 月 18 日から 39 年 5 月 19 日まで
⑤ 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
⑥ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
⑦ 昭和 40 年 9 月 2 日から 41 年 6 月 20 日まで

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦については、平成 19 年初めごろ脱退手当金について新聞等の報道で知り、社会保険事務所で調べてもらったところ、同期間（87 か月）については「脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されない。」との回答であった。私は、脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、再調査をお願いする。

申立期間⑥については、A 区にあった B 社に事務員として勤務していたが、同期間については「厚生年金保険被保険者名簿にあなたのお名前は見当たらない。」との回答であった。申立期間⑥は厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦については、その最終事業所である C 社での厚生年金保険の加入期間は約 9 か月であり、そのみでは脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たない上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者で支給要件を満たす女性 20 名のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人を含め 3

名と少数であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、異なる厚生年金保険被保険者の記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間⑤のD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の記号番号が他の支給期間とは別の記号番号で管理されたままになっており、重複整理が行われたことを示す記載も無いことから、脱退手当金が支給されていた場合の事務処理としては不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間⑥については、社会保険事務所が保管するB社（当時の所在地は、A区）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録の確認ができる同僚3名に照会したところ、申立人については覚えていないとの回答を得ている。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は昭和40年5月17日にC社で資格取得していたことが確認できる上、「婚姻したときはC社に勤務していた。」と述べており、同年7月に婚姻届がなされていることを踏まえると、申立人がB社に勤務していた期間は、申立期間よりも短期間であったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に照会したところ、「資料倉庫を探しましたが、昭和40年の資料が無く、残念ながら在籍確認は不明です。」との回答を得ている。

なお、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和39年11月1日から42年10月5日までの間に同事業所で資格取得した被保険者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号にも欠番が無い。

このほか、申立人が申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から48年8月まで
申立期間に勤めていたA社の事業主に電話で確認したところ、「厚生年金保険ではなくて国民年金を掛けていた。」との回答であった。
当時は住込みで働いていたので、全部会社の方で国民年金の手続きを行い、保険料は給料から天引きされて会社が納めていたと思う。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から年金手帳の所持状況を確認しても、当時の手帳は現在所持しておらず、その発行された時期や色などの記憶もあいまいである。

また、当時申立人が居住していたB区に照会したが、「申立人の加入及び納付記録は無い。」との回答であり、C町が保管する国民年金被保険者台帳（紙台帳）においても、資格取得年月日が「48・9・12 新 強」と記載されており、それより前の記載が無く、申立期間はその当時国民年金の未加入期間として取り扱われていたと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によれば、受付市町村名が「D町」、手帳送付年月日が「昭和48年11月19日」、備考欄には「E村」とそれぞれ記載されており、申立人はB区からD町（現在は、F町）及びE村（現在は、C町）に転居してから手帳の交付を受けたことがうかがえる。

加えて、申立期間に勤務していたとするA社（事業所所在地：B区）の事業主に対し、当時の従業員に対する年金手続について確認したところ、「先代の父親（当時の事業主）がすべて行っていたため詳細は分からない。」と述べている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を事業主

により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から46年2月まで
会社の上司から「厚生年金保険を国民年金に振り替えて、通算25年になると年金が受けられる。」と聞いていた。

退社するとき、この手続は大事な件だと口をすっぱくして言われたことを覚えている。

こんな未納があったなんて、青天のへきれきである。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管している国民年金被保険者名簿（電子データ及び紙名簿）によれば、申立人の資格取得日は昭和46年3月1日であり、新規に任意加入した記録になっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できない上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、資格取得年月日が「460301」と記載があり、これらは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。

また、当該手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間については保険料を納める必要がないことを示す「不用」のスタンプがすべて押されている上、申立人から事情を聴取しても、「これ以外の手帳が無く、自分で手続に行ったことは事実だが具体的な記憶が無い。」と述べている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月から 31 年 8 月まで
② 昭和 32 年 1 月から 35 年 12 月まで

私は、A社(昭和 35 年 6 月にB社と社名変更)に、昭和 30 年 7 月に入社し、35 年 12 月に退職した。

在職した 5 年 5 か月間のうち、厚生年金保険の加入記録が昭和 31 年 9 月 10 日から同年 12 月 25 日までの 3 か月間だけあり、5 年 2 か月間は記録が無いとの社会保険事務所の回答をもらった。なぜ 3 か月間だけの記録しか無いのか納得できない。

当時、健康保険証を使ってC市にあった眼科や内科に通院したのを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司、同僚についての記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人の被保険者記録にある事業所整理記号「*」のA社は、厚生年金保険の適用事業所としての期間が昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 1 月 17 日までであり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の職員には正社員、臨時工等の身分上の区別があり、自分は臨時工で正社員にならずに辞め、給与は日給だったと述べており、当時の労務関係事務を担当していた職員は、「工場工員は健康保険が日雇健康保険で厚生年金保険には加入させなかった。なぜ工場工員

に厚生年金保険の記録があるのかは分からない。」と証言している上、複数の幹部職員は、「社内に正社員、臨時工の区分けがあり、臨時工は厚生年金保険に加入させず日雇健康保険、日雇失業保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、A社は、別の事業所整理記号でも厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所整理記号の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 35 年 10 月まで

私は、A社(昭和 35 年 6 月にB社と社名変更)に、工場工員として昭和 32 年 5 月から 35 年 10 月まで勤めていました。

厚生年金保険料については記憶が無く不明ですが、申立期間について勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司、同僚についての記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人の被保険者記録にある事業所整理記号「*」のA社は、厚生年金保険の適用事業所としての期間が昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 1 月 17 日までであり、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の職員には正社員、女子工員との身分上の区別があり、自分の給与は日給月給だったと述べており、当時の労務関係事務を担当していた職員は、「工場工員は健康保険が日雇健康保険で厚生年金保険には加入させなかった。」と証言している上、当時の幹部職員は、「女子工員は日雇健康保険で厚生年金保険加入は無く、半年ごとの契約更新だった。女子工員を厚生年金保険に加入させたのは昭和 38 年から 40 年ごろのことでそれ以前は対象外だった。」と証言している。

さらに、A社は、別の事業所整理記号でも厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所整理記号の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 10 日から 37 年 1 月 9 日まで

私が所持している厚生年金保険被保険者証と年金手帳には資格取得日が昭和 36 年 1 月 10 日と記載してあるにもかかわらず、社会保険事務所の年金記録では、37 年 1 月 10 日の資格取得となっている。1 年間の空白期間が生じているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証及び年金手帳に記載された資格取得年月日は昭和 36 年 1 月 10 日となっている。これは、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿についても同様であり、当該払出簿によれば、申立人を含む 3 名が同時に A 事業所において資格取得したとの記載が確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 37 年 1 月 10 日に当該事業所において資格取得とされており、同時に取得したとされる他 2 名の被保険者についても同様の記録となっている。

また、A 事業所が保管していた申立人の履歴書によると、申立期間の始期である昭和 36 年 1 月 10 日時点は学校に入学しており、さらに同年 5 月 1 日に B 事業所に勤務し、A 事業所に勤務したのは同年 12 月 1 日とあることから、当該払出簿及び厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得年月日は、資格取得届からの転記誤りであると考えられる。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、別の厚生年金保険被保険者記号番

号が払い出されたとする事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。